

平成 10 年住宅・土地統計調査速報集計結果（その 2）

～住宅・土地所有の概況～

以下で述べる世帯の住宅及び土地は、その世帯の世帯員（世帯主を含む。）が所有名義人となっている住宅及び土地をいう。したがって、持ち家数などは先に公表した速報その 1 とは若干異なる。

現住居以外の住宅を所有する世帯は 8.0%，土地を所有する世帯は 18.2%

平成 10 年 10 月 1 日現在の世帯における住宅と土地の所有状況をみると、住宅を所有する世帯が 2551 万世帯、土地を所有する世帯が 2382 万世帯となっており、それぞれ普通世帯（4390 万世帯）の 58.1%、54.3%となっている。注 1）

住宅を所有する世帯のうち現住居を所有するのは、2476 万世帯で普通世帯の 56.4%、現住居以外の住宅を所有するのは、353 万世帯で普通世帯の 8.0%である。注 2）

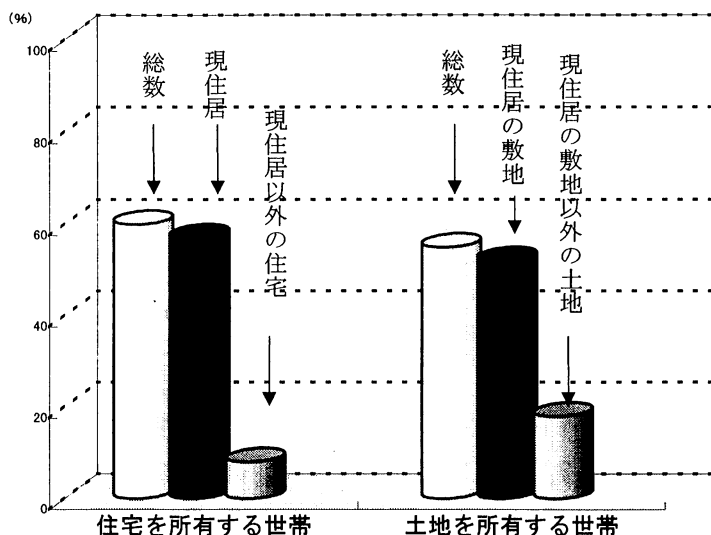
また、土地を所有する世帯のうち、現住居の敷地を所有するのは 2285 万世帯、現住居の敷地以外の土地を所有するのは 800 万世帯で、それぞれ普通世帯の 52.1%、18.2%となっている。このうち、現住居の敷地以外の宅地などを所有するのは 384 万世帯で、普通世帯の 8.8%である。

なお、現住居と現住居の敷地の両方を所有している世帯は 2259 万世帯で、普通世帯の 51.5%となっている。

現住居以外の住宅を所有する世帯の割合（現住居以外の住宅所有率）は、同様な調査項目があった昭和 63 年調査と比較することができる。昭和 63 年の現住居以外の住宅所有率は、8.0%であったので、今回は昭和 63 年と同率であった。

現住居の敷地以外の土地を所有する世帯の割合（現住居の敷地以外の土地所有率）は、平成 5 年の土地基本調査世帯調査との比較が可能である。これによると平成 5 年の現住居の敷地以外の土地所有率は、23.4%であったので、今回の 18.2%はかなり低下したことになる。また、平成 5 年における現住居の敷地以外の宅地などを所有する世帯の割合（現住居の敷地以外の宅地などの所有率）は、12.6%であったので、この割合も今回 8.8%とかなり低下している。

世帯における住宅と土地の所有率
—全国（平成 10 年）



注 1) 以下、ここでいう世帯はすべて普通世帯としている。また、普通世帯のうち住宅や土地を所有する世帯の割合を所有率という。

注 2) 住宅や土地の所有については一つの世帯が現住居と現住居以外の複数所有する場合があるため、内訳の計は総数に一致しない。

資料：総務庁統計局